**東北学生アーチェリー連盟規約**

1. 総 則

第 １ 条 本連盟は東北学生アーチェリー連盟と称する。

第 ２ 条 本連盟はアーチェリーを通じて各校の親睦を計り、益々その道の発展に貢献し、

 且つ国際親善にも寄与する事とする。

1. 事 業

第 ３ 条 本連盟は前条の目的のため次の事業を行なう。

１.王座決定戦

２.フィールド個人選手権大会

３.大会名争奪杯

４.個人選手権大会

５.新人選手権大会

６.女子秋季個人選手権大会

７.さよなら競射会

８.インドア選手権大会

９.技術合宿

１０.代表者会議

その他、本連盟の目的遂行のために必要な事業は適宜行なう。

第 3 章 組 織

第 ４ 条 本連盟は加盟各大学を代表するアーチェリー部ならびに個人加盟者を持って組

 織する。

第 ５ 条 本連盟は全日本学生アーチェリー連盟に加盟し、組織する。

第 4 章 役 員

第 ６ 条 本連盟には次の役員を置く。

 １.会 長 1 名

 ２.副 会 長 1 名

 以下学生役員

 ３.委 員 長 1 名

 ４.副委員長 若干名

 ５.総務委員長 １名

 ６.総務副委員長 若干名

 ７.管理財務委員長 １名

 ８.管理財務副委員長 若干名

 ９.財務委員長 １名

 １０.財務副委員長 若干名

 １１.渉外委員長 １名

 １２.渉外副委員長 若干名

 １３.競技委員長 １名

 １４.競技副委員長 若干名

 １５.実行委員長 １名

 １６.実行副委員長 若干名

 １７.記録委員長 １名

 １８.記録副委員長 若干名

 １９.普及委員長 １名

 ２０.普及副委員長 若干名

 ２１.その他必要と認められる委員長、副委員長を選出することが出来る。但し、 代表者会議によって承認されなければならないものとする。

第 ７ 条

1.役員改選、役員の任期は共に９月とし、加盟校には役員交代を書面により通知する。

2.次期役員は加盟校から推薦される。承認は、第５章の会議によって受ける。

第 ８条 会長、副会長は学生以外の被推薦者の中から学生役員会の承認を経てこれを

 推戴する。

第 ９ 条 会長、副会長は任期を２年とし、またいずれも再選を妨げない。

第１０条 委員長以下の学生役員は本連盟員であることを要する。

第１１条 学生役員の任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。

第１２条 会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを

 代理する。

第１３条 委員長は本連盟の会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事

 故ある時はこれを代理する。

第１４条 学生役員は、アドバイザーを委嘱することができる。

第１５条 アドバイザーは本連盟の重要な事項について学生役員の詰問に応じる。

第５章　 総務

第１６条 本連盟の事務処理は総務がこれに当たる。

第１７条 総務は代表者会議の議事録を作成し、要請のあったときはこの議事録の公開を

要する。

第６章 　財務

第１８条 本連盟の会計事務は財務委員長、財務副委員長がこれを行なう。

第１９条 監査は委員長、副委員長及び学生役員会が委嘱した学生役員又は学生以外の第

３者とする。

第２０条 財務委員長、財務副委員長は会計簿を作成し常に会計状態を明らかにし、定時

代表者会議において会計報告を行なうことを要する。

第２１条 本連盟の経費は次の収入を以ってこれに当てる。

１.各加盟校の連盟費

２.個人登録費

３.競技参加費

４.協賛金

５.その他

第２２条 本連盟に納入すべき費用は原則として財務委員長が別に定める期限までに納入

しなければならない。

第７章　競 技

第２３条 本連盟主催競技会は全日本アーチェリー連盟競技規則に則って競技を行なう。

第２４条 競技期日及び方法の決定は学生役員会が行ない、代表者会議によって承認され

る。

第２５条 競技の延期、繰り上げ、中止は大会委員長がこれを決定する。

第２６条 本連盟主催競技会の競技方法について、王座決定戦等の東北学生アーチェリー

 連盟独自の競技方法についてはこれを別に定める。但し、競技方法の決定は学

 生役員会が行ない、代表者会議によって承認される。

第２７条 競技の運営は、競技委員長及び競技副委員長がこれを総括する。

第８章　 資 材

第２８条 本連盟の資材運搬及び管理は管理財務委員長及び管理財務副委員長がこれを行

なう。

第９章 　渉 外

第２９条 本連盟の渉外活動は渉外委員長及び渉外副委員長がこれを行なう。

第１０章 実行

第３０条 　本連盟の技術向上及び技術普及、本連盟主催の協議会の運営活動は実行委員長及び実行副委員長がこれを行う。

第１１章 記 録

第３1条 本連盟主催の競技会の記録の管理、保存は記録委員長及び記録副委員長がこれ

を行なう。

第１２章 普 及

第３２条 本連盟の普及活動は普及委員長および普及副委員長がこれを行なう。

第１３章 　学生競技者資格

第３３条 学生競技者資格は下記の各項に該当しないものが有する。

１.大学、短期大学、高等専門学校に該当しない者。

２.本連盟に登録して一旦大学及び短期大学を卒業した者。但し、短期大学より

上級大学に進級及び大学から大学院に飛び級するものはこの限りではない。

３.すでに４年間登録した者。

４.原則として停学、謹慎中の者。

５.アマチュア資格を有しない者。

６.高等専門学校の１、２、３年生

７.疾病、留学等の正規の理由無しで通常履修年限を越えている者。

8.登録の際に協賛金を事情なく期日までに支払わない者。

第３４条 前条の規定以外の特殊な事情が生じた際には学生役員会において該当登録選手

を調査・審議し資格の有無を決定する。

第１４章　　会議

第３５条 本連盟の会議は代表者会議、学生役員会及び各委員会とする。

第３６条 代表者会議

１.代表者会議は本連盟最高の議決機関である。

２.代表者会議は学生役員及び各加盟校代表者２名以上によって構成される。

３.定時代表者会議は毎年５月、１１月に開き、臨時代表者会議は必要あるときにこれを開く。

４.定時代表者会議は会長がこれを召集する。

５.臨時代表者会議は学生役員会の決定、又は加盟校の２分の１以上の要求に基づいて会長がこれを召集する。

６.代表者会議は次の事項を議決及び報告する。

Ⅰ前事業年度の事業報告及び決算報告

Ⅱ当事業年度の事業計画及び予算

Ⅲ規約改正

Ⅳ役員改選

Ⅴその他の重要事項

７.議長は学生役員より選出され出席者の承認を得ることを要する。

８.総会は加盟校の３分の２以上の出席、又は委任があれば成立する。

９.総会の議決は出席校の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長に一任す

る。

１０. 委任は委員長への委任状に提出を以って、これを認める。

第３７条 学生役員会（学連会議）

１.学生役員会は学生役員によって構成される。

２.学生役員会は委員長が召集し、委員長がこの議長となる。

３.学生役員会は学生役員の３分の２以上の出席、又は委任があれば成立する。

４.学生役員会の議決は出席者の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長に一任する。

５.学生役員会の欠席は委任とみなす。

第３８条　幹部会（委員長会議）

１.幹部会は委員長及び副委員長、各委員会委員長によって構成される。

２.幹部会は委員長によって召集する。

３.幹部会の議決は出席者の過半数を以って行う。

４.委任は委員長への委任状に提出を以って、これを認める。

第３９条　財務委員会

１. 財務委員長は財務委員会の会務を総理する。

２. 財務委員会は財務副委員長及び各校一名の委員（会計）によって構成される。

３. 財務委員会は必要と認めたとき、財務委員長の召集によって開かれる。

４. 財務委員会は本連盟の財務に関し、財務委員長の諮問に応じる。

第１５章 加盟及び脱退

第３９条 加盟

１.本連盟に加盟せんとする大学の申請方式は第６章第21条、個人加盟の場合は第１７章を準用し、委員長宛所定の書面によって申請する事を要する。

２.申請後、学生役員会の承認を経て代表者会議の承認を受けることを要する。

３.本連盟に加盟した学校及び個人を問わず、加盟した各学校を１つの加盟校とみなす。
４.加盟校に所属し、かつ全日学連に所定の選手登録を行った個人を連盟員とみなす。（第１８章に準ずる。）

第４０条　団体加盟申請方法

団体加盟申請書には以下のことを明記すること。但し、次の要件を満たしている限り、書式、枚数は自由でよい。

また、下記の項目を満たした書類を本連盟が受け取り審査した上で、加盟を発議する。

1. 学校所在地

２. クラブの名称及び校内での地位

３. 発足年月日

４. 組織構造の概況

５. 最高責任者の名前、役職名及び住所

６. 役員名及び連絡場所

７. 部員数及び部員名簿

８. 練習場所及び設備概況

９. 練習方法概説

10. 連盟規約を遵守する旨を表す一文

第４１条　加盟資格は下記の各項に該当するものが有する。

１.学生競技者資格を有していること。

２.在学する大学の校舎が本連盟の地区内にある者。

３.在学する大学に本連盟加盟団体が存在しない者。

４.組織構成があり大学内での地位が明確であること。

５.本連盟との関係において好意的且つ協力的であること。

６.本連盟規約に遵守できるもの。

７.代表者会議に原則出席可能であること。

第４４条　加盟に係る義務

加盟する団体及び加盟する個人は、次の義務を負うことを了承する。

１.本規約の遵守

２.本連盟における会議への出席

３.経費の納入

４.各種締め切りの厳守

５.その他、必要な事項

第４４条 脱退

本連盟は代表者会議が正当な理由と認めた場合に加盟校の連盟脱退を許可する

ことができる。

第４５条 再加盟

第３９条から第４４条を満たす限り再加盟を認める。

第１６章 個人加盟制度

第４６条 個人加盟資格は下記の各項に該当する者が有する。

１.学生競技者資格を有していること。

２.在学する大学の校舎が本連盟の地区内にある者。

３.在学する大学に本連盟加盟団体が存在しない者。

５.本連盟との関係において好意的且つ協力的であること。

６.本連盟規約に遵守できるもの。

７.代表者会議に原則出席可能であること。

第４７条 個人加盟者は本連盟の全試合に参加を認められる。

第４８条 各大学個人加盟者は男女５名までとし、それ以上の個人加盟者がいる場合は、 団体を組織し、本連盟に加盟しなくてはならない。

第４９条　個人加盟申請方法

個人加盟申請書には以下のことを明記すること。但し、次の要件を満たしている限り、書式、枚数は自由でよい。

また、下記の項目を満たした書類を本連盟が受け取り審査した上で、加盟を発議する。

1. 学校名、学校所在地

４. 個人登録者の連絡先

８. 練習場所及び設備概況

９. 練習方法概説

10. 連盟規約に遵守する旨を表す一文

第１７章　懲 戒

第５０条 本連盟は加盟校としてふさわしくない行為及び本規定に反する行為があったと

認められたとき、学生役員会において役員の３分の２以上の賛成を以ってこれ

を懲戒することができる。

第５１条 懲罰の種類はこれを次の通り定める。

１.代表者会議における陳謝

２.代表者会議における戒告

３.一定期間競技会出場停止

４.除名

第１８章 　登 録

第５２条 本連盟加盟者は本連盟より全日本学生アーチェリー連盟及び全日本アーチェ

 リー連盟に加盟する。

第５３条 連盟登録費、連盟個人登録費、登録日程は別に定められたものに従う。

第１９章 　付 則

第５４条 本規約の改正、その他は代表者会議において議決を要する。

第５５条 本連盟内規は別にこれを定めることができる。

第５３条 本改正規約は２０１４年５月５日から制定施行する。

 ２０１４年５月５日制定施行